

# 河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑪

河内川ダム建設工事に係る

## 関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 2

(小浜市) 松本 浩

1. 河内川ダム建設に係る熊川発電所補償金が約6000万円から2億2000万円に跳ね上がった不可解についての調査は、福井県の抵抗により今のところ進展がない。

- ◇ 本年 1 月 9 日、熊川発電所に係る福井県と関西電力との「補償契約、協定書等文書」の開示請求をした。
- ◇ 1 月 22 日、ダム事務所より電話があり、「本件公文書は第三者である関西電力が係わっており、同社の意見聴取が必要なので公開等決定期限を所定の 1 月 23 日から 2 月 2 日まで延期させてもらいたい」旨を伝えられ、同意した。
- ◇ 1 月 24 日、上記「公開決定等期間延長通知書」が郵送されてきたが、延長期限は更に 20 日間延ばされて「1 月 23 日から 2 月 22 日まで延期」とされた。延期の理由は「公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者の意見を聴取する必要があるため」とされた。
- ◇ 2 月 22 日、ダム事務所より「文書開示の日を 3 月 12 日または 13 日とさせて欲しい。規則により第三者が係わっている場合は、決定の日から開示までに 2 週間の日を置かなければならないため」との電話があった。3 月 12 日開示となったが本原稿の締め切りは 3 月 10 日であり、本通信 222 号には間に合わない仕儀となった。
- ◇ 2 月 24 日、「公文書一部公開等決定通知書」が送付されてきた。通知書に添付された発電所関係「公文書の名称」等は以下のとおりである。
  - ① 物件移転契約書（平成 24 年 6 月 4 日）
  - ② 熊川発電所の補償に関する覚書（平成 24 年 6 月 29 日）
  - ③ 物件移転契約書（平成 26 年 8 月 25 日）
  - ④ 調査工事補償契約書（平成 27 年 8 月 4 日）
  - ⑤ 発電所導水路等の移設に関する覚書（平成 29 年 1 月 31 日）
  - ⑥ 補償契約書（平成 29 年 6 月 2 日） 但し「調査の期間及び日数」は非公開
  - ⑦ 熊川発電所導水路（トンネル部）閉塞に係る覚書（平成 29 年 10 月 27 日）
  - ⑧ 発電所の発電停止による減電に関する協定書（平成 29 年 10 月 31 日） 但し、「算定諸元」における有効電力量。「算定諸元」ならびに「算定式」における「補償対象期間」、「日数」および各年度の「補償額」は非公開
  - ⑨ 補償契約書（平成 29 年 10 月 31 日） 但し、「補償金額、工事の期間および日数」は非公開
  - ⑩ 発電所の長期停止に伴う維持管理に関する協定書（平成 29 年 10 月 31 日） 但し、「長期停止に伴う維持管理費用の算定諸元」における「停止前作業費」、「停止中作業費」および各年度の「補償費」は非公開

表-3.1.26 発電補償概算額

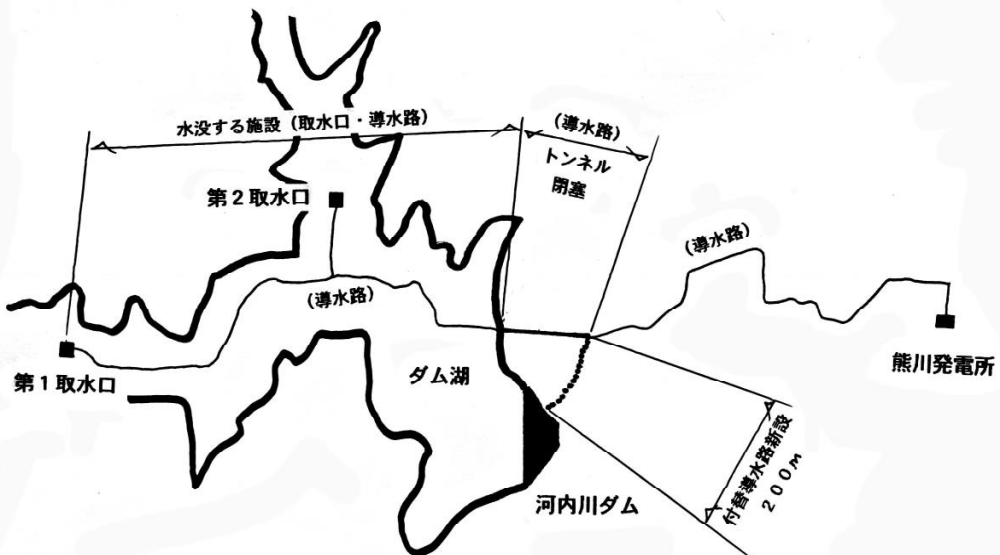
(単位:千円)

	単位	単価	数量	金額(H23~)
補償費				59,560
発電所導水路	m	180	250	43,500
既設取水施設撤去工				6,060
鋼材撤去	t	230	12	2,760
コンクリート撤去	m <sup>3</sup>	30	110	3,300
停止減電補償	年	2,000	1.5	3,000
永久減電補償	年	500	10	5,000
運転再開補償				2,000

本「発電補償概算額」は福井県が発注し、(株)ニュージェックが24,096,450円で受注した「平成22年度河内川ダム建設工事設計業務委託2」(平成23年10月報告書)に記載された。同報告書は冒頭で「平成22年9月28日、国土交通大臣から福井県知事に対して、ダム事業の検証の要請があり、ダム計画の検証を実施することとなった」と本件調査の動機を述べている。

- 下図「導水路トンネル閉塞工事」は、河内川ダム本体工事により施工することになっている(導水路はダム湖に沈むので、そのままでは貯水が流失する)。
- 下図付替導水路200mの施工は補償対象となる(43,500千円)。ダム事務所では「付替導水路工事は本体工事の下流なので、補償費で施工される」とのこと。  
※ただし、同付替導水路施工実施の有無にかかわらず、河内川ダムが洪水調節専用ダムに設計変更した場合は、発電所への導水が断たれるので熊川発電所は「廃止に追い込まれる」こととなり、関西電力から新たな補償要求が提起される…
- 「既設取水撤去工」とされる下図「第1、第2取水口」は水没するので撤去工事は不要である。仮に施工してもダム建設工事であるので補償対象とはならない。  
※ただし、河内川ダムが設計変更により洪水調節専用ダムとなった場合には、新たな補償要求が関西電力から提起される…  
※なお、熊川発電所補償は「廃止補償から機能補償へ」と途中変更されている。

関西電力作製図により松本が作った発電補償概算の模式図



⑩補償契約書（平成 29 年 10 月 31 日）  
但し、「補償金額および維持管理期間」  
は非公開

非公開処分の理由はいずれも、次の 2 点  
とされた。

- 1、福井県情報公開条例第 7 条第 2 号：法  
人に関する情報であって、公にすること  
により、当該法人の権利、競争上の  
地位その他正当な利益を害するおそれ  
があるため
- 2、同公開条例第 7 条第 7 号：県が行う発

電所の補償に係る事務に関する情報で  
あって、公にすることにより、当該事  
務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ  
があるため

この非公開処分理由に道理があるとはと  
ても思えない。

上記⑧～⑩は、意志形成過程の情報では  
なく、既に福井県と関西電力との間で契  
約済みの情報であり、県民に対して福井  
県が公開する義務を負うことは論ずるま  
でもない。

## 2. 熊川発電所の補償問題に乗じた福井県の違法支出もまた数千万円に達している。

河内川ダム建設事業開始当初の「測量  
および試験費」予算は、9 億 8000 万円であ  
ったが、平成 29 年度には 5・8 倍の 57  
億 7200 万円に跳ね上がり、不正支出の財  
源が十分に確保されたことは、本「通信」  
219 号で明らかにしたとおりである。

「測量および試験費」には、移転や土  
地関係調査、設計や地質調査の外「特殊  
補償調査費」等が含まれている。

福井県によると「特殊補償」とは「鉱  
業権・温泉権・漁業権・発電所・電柱」  
の補償を指す。河内川ダムの場合、鉱  
業権と温泉権は存在しない。漁業権補償は  
その都度ひんばんに調査が行われており、  
電柱移転もまた各個に費用調査等が行わ  
れている。

従って、福井県が毎年度、国土交通省  
に申請し認可を受けている補助金（55％）  
交付申請の「工事年度別内訳及び実施内  
容」における「補償調査・特殊補償調査」  
は熊川発電所に係る補償調査を指してい  
る。その調査実績は以下のとおりである。

- ◆平成元年度 特殊補償調査 23,000 千円
- ◆平成 12 年度 物件調査（発電所） 22,000 万円
- ◆平成 13 年度 補償調査 22,000 千円（変更  
によりゼロ）
- ◆平成 20 年度 特殊補償調査 20,000 千円

- ◆平成 27 年度 補償調査 6,000 千円
- ◆平成 28 年度 補償調査 18,000 千円  
以上 合計 89,000 千円

平成 22 年 9 月 28 日、民主党政権国土  
交通省の要請により福井県が委託した河  
内川ダム建設工事設計業務委託 2 の「報  
告書」によると、熊川発電所の「発電補  
償概算額」総額は 59,560 千円であった（20  
頁の表-3.1.26）。然るに同「概算額」を導  
き出すのに 89,000 千円の調査費を費やす  
ことの異常は誰の目にも明らかである。  
カラ工事の疑いが強い一例をあげよう。

◇平成 28 年 11 月 15 日、福井県が（株）  
ニュージェックに業務委託した「熊川  
発電所調査検討業務（17,325 千円）報  
告書」と「熊川発電所の補償等に関す  
る、資料作成業務（7,843 千円）報告書」  
の開示請求をした。

◇平成 28 年 11 月 29 日、ダム事務所より  
「公開請求された熊川発電所調査検討  
業務委託に係る報告書（平成 21 年 3 月）  
は、保存年限の到来により廃棄処分し  
たので公文書が存在しない。もうひと  
つの補償資料作成業務報告書について  
は、関西電力の意見聴取の必要があり  
決定等期限を延期させて欲しい」旨の  
電話があった。

「1,700万円余りもかけた補償調査報告書を、補償費の支払いも済んでいないのに廃棄するなど、およそあり得ないことであり信じられない」と抗議したが、ダム事務所の次長は「廃棄文書の調査内容は、平成23年度の熊川発電所の補償等に関する資料作成業務の中に生きています」と苦しい言い訳をした。

「熊川発電所の補償についての調査は、平成12年度に既に実施済みの筈なのでお調べください。福井県が同年度に申請して国土交通省が認可した公文書に『補償調査物件調査（発電所）22,000千円』があり、済んでいる筈ですよ」と注意を喚起した。

◇平成28年11月30日、「発電所補償等に関する資料作成業務報告書」の開示決定等の期限を12月28日まで延期する旨の通知書が送付されてきた。

◇平成28年12月28日、次長より「文書開示は来年1月19日にして欲しい」旨の電話があり、了承した。

◇平成29年1月19日、開示文書の重要部分である補償費算出の根拠や関電との交渉記録、熊川発電所のこれまでの発電実績などは黒塗りであった。

席上、指摘しておいた件について次長が発言した。

「松本さんが指摘された平成12年度の物件補償（発電所）一式2,200万円ですが、この年の補助金交付変更申請でゼロに補正して、2,200万円は無くなっています。ですから、これは支出されていません。『測量および試験費』の12年度合計も1億8,600万円が減額補正されて1億6,600万円となっています。」

次長が提示した平成12年度国土交通省への交付申請（変更）の添付文書は、確かにそのように減額変更されていた。

しかし、後日、上記「変更文書」は捏造されたものであることが分かった。

平成13年度の「河内川ダム建設工事年度別内訳及び実施内容」（補助金交付申請書添付）の「測量及び試験費」の前年度（12年度）実績を確かめると、変更された1億6,600万円が1億8,600万円に戻されて記載されていることが分かった。

◇平成29年7月4日、ダム事務所において所長、次長、工務課長らに「平成12年度の『物件調査（発電所）』2,200万円は支出されており、同年『測量及び試験費』1億8,600万円が1億6,600万円に変更減額されたとの説明は、明らかに虚偽である」ことを文書を示して糾した。

また、開示された平成12年度の河内川ダム建設工事に係る工事台帳の業務委託は、「件数にして21件、その業務委託費の合計額は1億6,314万円であり、実施予算は1億8,600万円だから、およそ2,280万円の委託業務が工事台帳から欠落している。おそらくその業務は隠蔽されたカラ工事の『発電所補償調査業務』ではないのか」と指摘した。「もう少し調査する時間が欲しい」との回答であったが、調査結果の報告は、平成30年3月8日現在まだない。

平成12年度（2000年度）と言え、総額21億6,203万円に上る福井県のカラ出張旅費が大きな問題となり、市民オンブズマン福井による監査請求、返還訴訟等が相次いで提起された時期であり、「旅費返還会（西川一誠会長）」が多額の返還金を集めていた時期である。前年の平成11年7月には県議会が、国庫返還金4億1,000万円を一般財源から支出するという恥知らずな暴挙に打って出た時期でもある。

出張していないのに出張したことにして公金を不正に支出する行為も、業務をしていないのに業務をしたこととして公金を不正に支出する行為も、本質はまったく同じである。

県庁幹部に犯罪意識などは皆無であった。（次号に続く）